



藤沢東ロータリークラブ 週報

2016~2017 Rotary Club of Fujisawa East



- 会長/石田能治 幹事/林葉之 例会/毎週火曜日 12:30~13:30
- 事務所/藤沢市南藤沢 4-2 吉田ビル 5階 TEL 0466-41-9191 FAX 0466-41-9192
- 例会場/湘南クリスタルホテル藤沢市南藤沢 14-1 TEL0466-28-2111 FAX0466-28-2126

ROTARY SERVING HUMANITY

第 1954 回例会 2016 年 12 月 13 日 (火) (天候) 晴れ No.21

点鐘 閉会 クリスタルホテル5F「ボンヌチャンス」
Bonne Chance

ロータリーソング: 「奉仕の理想」

ゲスト・スピーカー

五十里秀一郎 様 (藤沢税務署長)

ビジター 中野博義様 (東京南 RC)

大場直友様 (藤沢税務署)

上堀美智子様 (日本生命)

バナー交換 なし

会食・懇談

-会長報告-

・会長・幹事会がございました。案件は、ピースウォークについてでした。私共藤沢東 RC の役割は前年と同様にテント張り、机等の設営です。傷害保険の損害保険付保を吉田成江会員の方でよろしくお願ひします。

なお、場所はスタート及びゴール地点共に前年同様「奥田公園」になっております。

・藤沢北ロータリーさんの方で先月行いました「花一杯活動」の報告書が届いております。

皆さん回覧しますのでご覧下さい。

-表彰&特別挨拶- なし

-幹事報告-

・会長エレクト、奉仕プロジェクト委員長、3年未満の新会員の皆様対象に、社会・国際奉仕活動事例紹介セミナーが開催されます。

日時: 2017 年 1 月 28 日 (土) 15:00~17:30

内容: 2017-18 年度の DDF 方針説明/奉仕活動事例紹介 (4 名より)

場所: JR 辻堂駅北口徒歩 4 分 アイクロス湘南 6 階「E 会議室」

これを受けないと来年度の予算が出ないということなので、ぜひご出席願ひます。

-委員会報告-

- ・クリスマス会&新年会の件 水川親睦委員長
- ・出席報告 出席委員会
- ・スマイル報告 スマイル委員会

-会員&配偶者誕生日-

会員誕生日 なし

配偶者誕生日

洞口 清子様 (洞口芳彦会員配偶者)

-クラブ総会-

議題: クラブ定款及び細則の改定について
議長 (石田会長) 説明後出席者 3 分の 2 以上の多数により可決。
次年度クラブ理事役員について
山口会長エレクト紹介の後出席者 3 分の 2 以上の多数により可決。

-卓話-

「相続税・贈与税の基礎知識」
藤沢税務署長 五十里 秀一郎 様



点鐘
閉会

出席報告

例会月日	総員 (名)	出席 (名)	欠席 (名)	出席率 (%)	メイクアップ (名)	修正出席率
11月29日	34 (30)	24	4	88.23		88.23
12月13日	34 (30)	18	12	60.00		

-スマイル-

【石田能治 会長】

五十里（いかり）署長様本日の卓話よろしくお願
い致します。

【林葉之 幹事】

五十里税務署長様、大場上席国税調査官様、本日
はお忙しい中、ありがとうございます。

卓話、宜しくお願い致します。

【須藤修司 会員】

五十里署長様 本日よりよろしくおねがいします。
前回の例会で妻の誕生祝ありがとうございます。

【入澤初子 会員】

いかり署長様 本日はよろしく御指導下さい。

【中村宣夫 会員】

インフルエンザ予防接種2日間で17名の方にし
ました。1人500円として9000円をスマイ
ルします。皆様の御協力ありがとうございました。
ふなれの点ありました。お詫び申し上げます。

【田中繁 会員】

藤沢税務署長五十里様 本日の卓話よろしくお願
いします。

よろしくお願います。

【飯森均 会員】

誕生日祝い、有難うございました。

【吉田新一 会員】

五十里藤沢税務署長 本日はよろしくお願
い致します。故石神邦孝先生のご冥福をお祈り申し上
げます。悼み事に際し、プライスレスなメーリング
リストに哀悼の意が溢れる夢を見ました。上堀様
そして東京南RC中野様ようこそ！

【片倉昌幸 会員】

宜しくお願い致します。

-委員会報告-

クリスマス家族会について 親睦委員会

月日：12/20（火）

時間：6:00～受付、6:30～開演

場所：クリスタルホテル3F「フォンテーヌ」



水川親睦委員長

「まだお席に余裕があります。皆様奮ってご参
加の方、よろしくお願い致します。」

クラブ総会

議題：クラブ定款及び細則の改定について
定款

主な定款の改訂条文 新旧対照表

条項	旧	新
	平成27年7月1日施行	平成29年7月1日施行
第3条	本クラブの所在地域は、次の通りとする。 神奈川県藤沢市朝日町1番地の6NTTビル2F	本クラブの所在地域は、次の通りとする。 神奈川県藤沢市内とする。
第6条 第1節	日および時間。本クラブは、毎月	日および時間。本クラブは、毎月少なくとも 月2回、細則に...
第10条 第5節	役員 ...このうち、会長、直前会長、会長エレクト、副 会長、幹事は、全員理事会のメンバーとする。	役員 ...このうち、会長、直前会長、会長エレクト、副 会長、幹事、および会計は、全員理事会のメン バーとする。また会場監督は、細則の定める ...メンバーとすることができる。

細則

細則【別表】 理事・役員構成 (平成29年7月1日施行)

		役員		理事会のメンバー＝理事		人数
		定款で役 員と定め られた者	細則で役 員と定め られた者	定款で理事 と定められ た者	細則で理事 と定められ た者	
定款に 載って いる者	会長	○		○		1
	直前会長	○		○		1
	副会長 (会長エレクト)	○		○		1
	幹事	○		○		1
	会計	○		○		1
	会場監督		○		○	1
クラブ 独自に 定めて いる者	特命理事				○	1
	副幹事				○	1
	選挙で選ばれた 4名の理事				○	4
合計						12

夫々出席者3分の2以上の多数により可決。

議題：2017～2018 年度役員について
山口俊明会長エレクト



- | | |
|-------------------|-------|
| 会長 | 山口俊明 |
| 副会長 (会長エレクト) | 村上進 |
| 幹事 | 吉田新一 |
| 副幹事 | 梶浦暁 |
| SAA | 林葉之 |
| 会計 | 大坪加寿子 |
| 監査 | 石井博 |
| 会員組織委員長 (常任) | 小柴智彦 |
| クラブ公共イメージ委員長 (常任) | 片岡啓次 |
| クラブ運営管理委員長 (常任) | 田中繁 |
| 奉仕プロジェクト委員長 (常任) | 土屋善敬 |
| R財団米山奨学委員長 (常任) | 石田能治 |

3分の2以上の多数による可決

-卓話者紹介-

入澤プログラム委員長



本日卓話をお願い致しました藤沢税務署長の五十里（いかり）秀一朗様です。詳しい紹介は御自分で行っていただけるということでございます。今日のテーマは「相続税・贈与税の基礎知識」ということで皆さんにも参考になる内容だと思います。よろしくお願い致します。

-卓話-

相続税・贈与税の基礎知識

藤沢税務署長 五十里秀一朗 様



只今、ご紹介頂きました藤沢税務署長の五十里（いかり）でございます。今年の7月から藤沢税務署長を拝命致しました。神奈川県内は初めてでございます。税務もひとつの行政でありまして地域の皆様方のご協力が必要な訳でございます。

若干自己紹介をさせていただきます。出身は富山県でございます。高校卒業して国税庁に入りました。夜間の大学を通いながら務めました。主な仕事の略歴としては、税務も所得税、法人税、資産税などがありますがその中で私は法人税を主に携わっておりました。30年以上勤務経験の中で半分以上、国税局において大法人を担

当しておりました。主に大手の総合商社、TV新聞社、自動車会社などを担当しておりました。またちょっと変わったところでは警視庁で2年間出向しました。刑務課の捜査2課に勤務しましたが、国税局職員の中でも片手位の経験者です。それから国税局の局長秘書を1年間務めました。

以上簡単な職歴ですが、本日は「相続税と贈与税の基礎知識」ということで資料を元にお話をさせていただきます。

私がこの題材を選んだ理由がございまして、藤沢税務署には日本一がございまして、それは相続税の申告書提出件数が日本一でございます。平成26年、平成27年と日本一になっております。藤沢税務署管内は藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の約72万人の人口で、申告者が多いということは、お金持ちが多いということで、基本的には土地の所有者が多いということです。

平成27年度に全国でお亡くなりになった方で4%の相続税申告がありました。藤沢税務署管内は10%の申告がありました。

平成27年1月から相続税の改定がありました。

簡単に言いますと「基礎控除額」の改定ということです。皆さんもご存じだと思いますが、基礎控除が改訂前は5000万円＋法定相続人1人あたり1000万円であったものが、改定後は3000万円＋法定相続人1人あたり600万円になりました。

例えば、奥様とお子様2人の相続人の場合改定前は8000万円未満は相続税がかからなかったものが、改定後は4800万円以上で相続税がかかることになりました。

この平成27年の改正の影響としましては、藤沢税務署管内で言えば、お亡くなりになった方の10%の相続税申告件数が改定後は約16%に増加しております。

以前はごく一部の方の問題であった相続税が皆様の身近な問題になってきているということでございます。そういうことで本日の卓話のテーマにさせていただきました。本日の資料を全部お話ししますと1時間では足りなくなりますので、特に重要なところをお話ししたいと思います。身内で争う「争族」にならないように「相続」について考えていただければ、と思います。

以下、五十里税務署長様の資料から抜粋

平成28年12月13日（火）開催
 藤沢東ロータリークラブ卓話資料

1 相続税・贈与税の基礎知識

藤沢税務署長
 五十里秀一朗


相続税ってどのような場合にかかるの？

5

- 配偶者の税額軽減(配偶者控除)

配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

なお、配偶者控除を受けるためには、相続税の申告書の提出が必要です。



相続税ってどのような場合にかかるの？

2

- 亡くなった人から各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額(正味の遺産額)が基礎控除額を超える場合、その超えた額(課税遺産総額)が相続税の課税対象となります。

基礎控除額
 $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

相続人が妻と子供2人の場合、
 基礎控除は4,800万円となります。


宅地や建物を相続したらどのように評価するの？

6

- 宅地は路線価等を基に評価します。
- 建物は固定資産税評価額によって評価します。

・路線価とは？
 道路に面する標準的な宅地の1㎡当たりの価額(千円単位)をいいます。

右の宅地の場合、
 1㎡当たり30万円となります。



相続税ってどのような場合にかかるの？

3


- 課税遺産総額の計算

相続時精算課税の適用を受ける贈与財産	遺産総額		
遺産額	非課税財産	葬式費用	債権
↓			
遺産額	相続開始前一年以内の贈与財産		
↓			
正味の遺産額			
↓			
基礎控除額			課税遺産総額

宅地や建物を相続したらどのように評価するの？

7

- 路線価の定められていない地域についての宅地の評価は、固定資産税評価額に一定の倍率を掛けて計算した金額で評価します。
- 路線価及び倍率は、国税庁ホームページで閲覧することができます。



相続税ってどのような場合にかかるの？

4

- 非課税財産


- 墓所、仏壇、祭具など
- 国や地方公共団体、特定の公益法人に寄附した財産
- 生命保険金のうち次の額まで
 $500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$
- 死亡退職金のうち次の額まで
 $500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

贈与税とはどのような税ですか？

8

- 個人から財産をもらったときは、贈与税の課税対象となります。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、受贈者は贈与者ごとにそれぞれの課税方法を選択することができます。



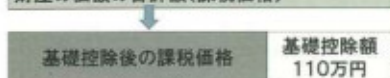
暦年課税とはどのようなものですか？

9

- 1年間に贈与を受けた財産の合計額を基に贈与税額を計算するものです。

【計算方法】

1年間(1月1日～12月31日)に贈与を受けた財産の価額の合計額(課税価格)



基礎控除後の課税価格

基礎控除額
110万円

暦年課税とはどのようなものですか？

13

- 配偶者からの贈与の特例

婚姻期間20年以上の夫婦間で居住用不動産又は居住用不動産の購入資金の贈与があった場合には、一定の要件に当てはまれば、贈与税の申告等を行うことにより、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円の配偶者控除が受けられます。

この配偶者控除は、同じ配偶者間において一生に一度しか受けられません。

暦年課税とはどのようなものですか？

10

- 暦年課税には、「一般贈与」と「特例贈与」があります。

「特例贈与」とは

贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の受贈者が、父母や祖父母などの直系尊属から贈与により財産を取得した場合。

「一般贈与」とは

「特例贈与」以外の贈与。

相続時精算課税とはどのようなものですか？

14

- 贈与を受けたときに、特別控除額及び一定の税率で贈与税を計算し、贈与者が亡くなったときに相続税で精算するものです。

【特別控除額】 2,500万円

特別控除額は、贈与者の異なるごとに適用できますが、前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した残額が特別控除額となります。

【税率】 20%

暦年課税とはどのようなものですか？

11

- 一般贈与の場合の税額計算

[基礎控除後の課税価格] × 税率 - 控除額 = 税額

◎計算例

贈与により500万円を取得した場合

500万円 - 110万円 = 390万円(基礎控除後の課税価格)

390万円 × 20% - 25万円 = 53万円(税額)

贈与税の速算表(一般贈与)

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	25万円	60万円	125万円	175万円	260万円	400万円

相続時精算課税とはどのようなものですか？

15

【対象者等】

- ① 贈与者(贈与をする人)は60歳以上の者(父母や祖父母など)
- ② 受贈者(贈与を受ける人)は20歳以上で、かつ、贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人及び孫

注:年齢は贈与の年の1月1日現在のものです。

暦年課税とはどのようなものですか？

12

- 特例贈与の場合の税額計算

[基礎控除後の課税価格] × 税率 - 控除額 = 税額

◎計算例

贈与により500万円を取得した場合

500万円 - 110万円 = 390万円(基礎控除後の課税価格)

390万円 × 15% - 10万円 = 48万5千円(税額)

贈与税の速算表(一般贈与)

基礎控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	30万円	90万円	160万円	260万円	415万円	640万円

相続時精算課税とはどのようなものですか？

16

【申告手続】

この制度を選択しようとする受贈者(贈与を受ける人)は、贈与税の申告期間内に相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書に添付して所轄税務署へ提出しなければなりません。

なお、一度この相続時精算課税を選択すると、その後、同じ贈与者(贈与をする人)からの贈与については、その選択をした年分以降全て相続時精算課税が適用され「暦年課税」へ変更することはできません。

